

長野市監査委員告示第8号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成16年10月14日

長野市監査委員	戸	谷	修	一
同	高	波	謙	二
同	伊	藤	治	通
同	田	中		健

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>全庁的に共通する指摘事項</p> <p>（１）補助金要綱の整備について 要綱は、市が行政指導を行う際の準則として定める内部的規範となるものである。 調査の結果、未整備のものがかなり見受けられたので整備されたい。</p> <p>（２）事業費補助、運営費補助等の区別について 補助の性格が不明確なものが全体の23.6%あった。 区別に応じて審査、検証手続きが異なるはずであるので、補助金の性格、すなわちどの活動を対象とするかを明確にすべきである。</p> <p>（３）補助開始年度及び終期の設定について 最低限サンセット方式（予め終期を設定し、終期がきたら自動的に廃止し、継続する場合は改めてその必要性を検討する方法）の採用を検討すべきである。</p> <p>（４）職員の意識改善 補助金交付に係る事務の執行において、担当職員の額の確定及び効果測定の重要性を認識させるため、職員の意識改善を検討すべき。</p> <p>（５）補助事業の審査及び補助金の額の確定について 実績報告書が提出された後の当該補助事業の審査及び額の確定を厳密に行い、市担当者レベルがその都度行う当該補助金の見直しを徹底させるよう検討されたい。</p> <p>（６）補助金の透明性について 補助金は様々な種類があり、一般にはわかりにくいものも多数ある。 公平性の観点から、その補助金の目的から対象となる者に対して、積極的な情報公開を検討されたい。</p>	<p>平成16年7月2日、指摘事項に基づき「長野市における補助金のあり方」を部長会議で協議し、その決定に基づき、7月21日、所属長を対象に、下記の「補助金等の今後の取扱いについて」により研修会を実施し、全職員に周知徹底することで、改善を図った。</p> <p>行政改革推進局（行政改革推進委員会行政評価部会）は、補助金の公益性、公平性、必要性、効果経済性を評価項目として、補助期間（サンセット方式）の設定や運営費補助から事業費補助への変更を視点を、各部署が「現状継続」「拡充」と判断した全事業のヒアリングを実施し評価するとともに方向性を示し、財政部においても、平成17年度の予算要求にあたり、行政評価及び包括外部監査による指摘事項を踏まえ、惰性的に交付を継続することのないよう見直しを各所属に指導することで改善を図った。</p> <p>「補助金等の今後の取扱いについて」</p> <p>1 補助金等の見直しに当たって</p> <p>補助金等の見直しは困難を伴うことが多い。一般的に、交付決定の背景や経緯、既得権的な意識などが大きな障害となり、関係者から様々な抵抗を受ける。</p> <p><基本的な対処方針> 職員の意思統一を図ることにより、例外や特例を発生させないようにすることが重要。 また、補助金の統廃合については、各部署に見直しを押しつけるだけでなく、各部署の見直しを後押しするための仕組みが必要。 そのため、庁内全体の推進役は、「行政評価部会」が担うこととし、各部署において見直しが行われた補助金、負担金等についての最終的・総合的な評価についても「行政評価部会」が行う。</p> <p>2 当面の対策 所属長に対する研修会の実施 今後の取扱いを含め、特に、補助金とはどうい</p>

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(7)市の職員が事務を行っている団体に対して補助金が交付されているケースがあるが、団体の自立を促す効果もある補助金を交付する一方で、その事務を市職員が行っていたのでは、補助金を交付する意義がない。</p> <p>(8)補助事業者が、借入を行い事業を推進し、市がその借入返済元利を補助しているものがあるが、これは補助金として扱うべきものではなく、市が本来行うべき事業であり、委託等の方法はとれないか。</p> <p>(9)一つの団体に市から複数の補助金を受けているケースがあるが、これは補助事業者ごとに名寄せするシステムが構築されていないため、補助金ごとに判断するだけでなく、当該団体に対する補助金合計の面からも考慮する必要があるのではないか。</p> <p>(10) 交付手続きの簡素化を図るべき。</p> <p>(11) 補助金の統合 事務簡素化のため、統合すべきものは統合すべき。</p> <p>(12) 補助金額算定にあたり、繰越金の状況を考慮すべき。</p> <p>(13) 補助金算定の基礎となる積算根拠の見直しを定期的に行うべき。</p> <p>(14) 補助効果を把握すべき。</p>	<p>うものか、また、申請の手続き等本来整備すべきもの等、補助金の考え方を示し、特に、所属長の意思統一を図る。</p> <p>「補助金の整理適正化」の徹底 長野市行政改革大綱に掲げる「補助金の整理適正化」の考え方に基づき、補助金等の交付先団体等の決算状況、活動実態等を精査し、整理・見直しを行う。 そのため、今年度は、4つの視点（公益性、公平性、必要性、効果経済性）から成る事務事業評価シート（補助金・負担金等）により、抜本的な見直しを行う。</p> <p>「補助金の執行の適正化」の徹底 交付申請手続、補助金の用途制限、交付決定の取り消し、実績報告等、補助金等の交付に関し必要な事項を定めた「長野市補助金等交付規則」に基づき、より一層の執行の適正化を図る。</p> <p>3 今後の取扱いについての留意事項</p> <p>(1) 補助金交付要綱等の整備及び見直し 補助金交付要綱等が未整備の部署においては早急に整備するとともに、補助金交付に必要な事項についても併せて見直しを行う。</p> <p>(2) 補助金交付の終期設定の導入 特別なものを除き、基本的には、要綱等にあらかじめ終期を設け、期限が到来したら既存の事業の見直しを行い、存続の必要性が認められない限り廃止する。</p> <p>(3) 運営費補助から事業費補助を主体とした補助方式へ極力移行 補助金交付の透明性を高めるため、「まちづくり活動支援事業補助金」のような事業費補助を主体とした補助方式に極力移行していく。</p> <p>(4) 補助金積算根拠の定期的見直し 社会経済状況の変化や市の財政状況などから、積算根拠については固定化せず常に見直しを行う。</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
	<p>（５）補助金の執行内容及び効果等について事務事業評価により検証</p> <p>（６）補助金交付にあたっての審査及び額の確定について公平性・透明性を高める 公金が支出される上で審査及び額の決定にあたっては、決算状況、活動実態、事業成果等様々な角度から検討して決定する。 なお、第一次的には、書面審査によるが、事情の許す限り現地調査等も併せて行うことが望ましい。</p> <p>（７）交付手続きの簡素化を図る 補助金交付事業の中で、交付手続きが複雑なものについては簡素化する。</p> <p>（８）複数の補助金を受けている団体の見直し検討を図る</p> <p>（９）補助金を統合すべきものは統合する</p> <p>（10）市民への情報公開 補助金交付については、その公平性・透明性の観点から、その補助金の目的及び対象等の制度概要などをホームページ等へ掲載し、市民への周知を図る。 （庶務課、行政改革推進局、財政課）</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>0 1 防犯灯設置等補助金</p> <p>(1) 補助金交付手続きの簡素化を図るべきもの (報告書 21 ページ) 補助件数も多く、申請について一定の提出期限を設け、一括処理していることから、補助金交付規則との整合性の範囲内で、申請書の段階で完了届け及び領収書を添付させ、実績報告書とを兼ねさせるなど、補助金交付手続きの簡素化を図るべきである。</p> <p>(2) 定額補助とするなど補助金の算定方法について検討すべきもの (報告書 21 ページ) 防犯灯を設置するには実績（事例平均 50,430 円）からみて 1 灯設置するのに 50,000 円以上を必要とすることからみると、10 分の 10 の補助率に対する 10,000 円から 25,000 円の限度額は実態と乖離していることから、また、補助金交付事務の簡素化の面からも限度額をそれぞれ定額とするなど補助金の算定方法について検討すべきである。</p> <p>0 2 長野市職員互助会交付金</p> <p>(1) 補助対象から除外すべきもの (報告書 22 ページ) 互助会が会員に給付している元気回復奨励金、図書券は現金及び換金可能な金券であり、それが何に使われたのか把握することができないことから市の補助の対象とすべきではない。また、眼鏡補助についても一般の企業では眼鏡に対して補助することは稀であり、市の補助の対象とすることは適切でない。</p>	<p>補助金の交付手続きの簡素化については、年度当初に支所・連絡所等地区毎に防犯灯の設置数や設置方法などの執行、管理できることが確定できたことから、長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱を改正（平成 16 年 8 月 19 日）し、領収書の写しを添えて申請する方式に改め、申請者の負担軽減及び迅速な補助金交付を行えるよう改善を図った。</p> <p>設置経費について概ね限度額を上回っているが、一部には限度額を下回っているものもことから、補助金の趣旨からも定額とすることは難しい。このことから実績額等を見極めつつ限度額の引き上げについて検討を図りたい。 (地域振興課)</p> <p>市は、包括外部監査の結果を受けて、互助会に対し、給付事業等の見直しを働き掛けた。</p> <p>互助会では、今後、監査で指摘を受けている元気回復奨励金、図書券の給付及び眼鏡補助に対して市の補助がなくなった場合、これらの事業を継続していくことは困難であると判断し、理事会（平成 16 年 6 月 4 日開催）及び評議員会（同年 6 月 11 日開催）において、これらの給付事業を平成 16 年度から廃止することとした。 以上により、市が補助することが適切でない指摘を受けた互助会の事業がすべて廃止となったため、今年度からそれらの事業に対し市が補助することはなくなった。</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(2) 職員互助会事業の見直しを実施すべきもの （報告書 23 ページ） 互助会が会員が退職する際に現金で給付している退会記念品料は、類似市と比較して高額であり、互助会の財政を圧迫していることから早急に支給額を削減するなどの対策を講ずるべきである。</p>	<p>また、指摘を受けている退会記念品料についても、同理事会及び評議員会において、互助会給付規程の一部が改正され、互助会として今後5年間かけて給付額を現行の1/2に減額することになり、既に対策が講じられている。</p> <p>今後も、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利厚生及び元気回復に係る事業が職員互助会を通じて有効に実施できるよう、社会経済情勢を鑑みながら適切な補助金の交付に努めていきたい。</p> <p style="text-align: right;">（職員課）</p>
<p>06 病院事業補助金</p> <p>(1) 負担金として経理すべきもの （報告書 31 ページ） 総務省は毎年度「地方公営企業繰出金について」を財政局長名で通知し、一般会計が負担すべき繰出金の基準を示している。…病院事業会計の平成14年度決算書には一般会計負担金…が計上されている。…これは地方公営企業法、地方公営企業法施行令及び通知にそった適切な処理である。 一方、市の一般会計は…、「19節補助金、負担金及び交付金」で扱っているものの、その細節及び名称において本来負担金とすべきものを負担金とせず、補助金として処理しているのは適切でない。 本来一般会計が負担すべき市民病院の経費は、一般会計においても負担金として処理すべきである。</p> <p>(2) 市民病院の独立採算制を高め補助金の廃止を検討すべきもの（報告書 32 ページ） 市の平成14年度一般会計から市民病院への繰出金は13億3,381万円であるが、そのうち11億2,609万円は…本来負担金とすべきものである。残りの2億772万円について見てみると、起債利息や市職員経費であり、</p>	<p>病院事業の開始時より財務会計システム上の予算を事務事業管理している都合上、本来「負担金」として経理のすべきものについても、細節名及び事業名としては「公営企業会計建設補助金」「公営企業会計その他補助金」という運用をしていた。 今後は、同システムが更新運用される平成17年度の予算編成時点より、細節名及び事業名については、本来「負担金」として経理のすべきものについては、名称変更し適切な処理を行っていく。</p> <p>病院開設準備段階から当初計画規模の経営が整うまでの職員給与費については、当然として市一般会計で負担してきた経過に加え、現在も開院当初に発生した累積欠損金を依然抱えていること、また施設の拡張途上であることなどから、市の姿勢として、地方公営企業法繰出基準の上乗分（起債利息1/3）及び繰出基準外分（市職員経費）につ</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>地方公営企業法第17条の3が規定する補助金には該当せず、適切な補助金とは言いがたい。...</p> <p>...膨大な業務系のデータから経営管理や経営分析のためのデータを収集整理する情報システムが構築されておらず、人海戦術ではとても分析に必要なデータを取りきれないのが実情である。早急に経営管理や経営分析に役立つ情報システムを構築し、現状分析を行い、経営改善計画、設備計画や事業計画をたて、独立採算制を高め、本来一般会計が負担すべきでない補助金を廃止するよう検討すべきである。</p>	<p>いて補助金として一般会計からの繰出を継続して来た。</p> <p>しかしながら指摘のとおり、独立採算性の確保・発揮は公営企業会計の本旨であるので、再度「一般会計が本来負担すべき額」の的確または妥当な算定を行った上、基準外繰出金の廃止を検討していく。なお現在、長野市民病院の管理運営を委託する財団法人長野市保健医療公社において、新医療情報システム（平成16年3月第一次稼働開始）による原価計算システムを構築中（平成16年9月本格稼働目標）であり、今後は従来困難であった「一般会計が本当に負担すべき額（公的病院なるがため行なう高度医療、小児医療、救急医療等に係る不採算額）」の算定を実施していく予定である。</p> <p style="text-align: right;">（市民病院課）</p>
<p>08 長野市社会事業協会運営費補助金</p>	
<p>(1) 補助対象経費等を明確にしておくべきもの （報告書34ページ）</p>	<p>補助対象経費及び補助額算出根拠を明確にするため、要綱の作成等を行うことを指摘されているが、当該補助の人件費、事務費等の補助額算出に当っては、予算編成段階で提出される見積書により査定を行う等、積み上げにより算出しているため、要綱の制定により算出根拠を明確にすることはできない。このことから、平成16年度の補助金の交付に当っては、内容、金額、算出の根拠となった書類を決裁文書に添付し明確にした。</p>
<p>(2) 実績報告を徴し額の確定を行うべきもの （報告書35ページ）</p>	<p>平成15年度補助から実績報告を徴収し、補助額の確定を行った。</p>
<p>(3) 補助対象経費とすべきでないもの （報告書35ページ）</p>	<p>平成16年度からは是正済。</p>
<p>(4) 社会福祉法人の助成の手続に関する条例を遵守すべきもの （報告書35ページ）</p>	<p>平成16年度から補助申請にあたり、理由書を徴した。</p> <p style="text-align: right;">（厚生課）</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>09 民生・児童委員協議会補助金</p> <p>(1) 補助金経理責任を文書により明確にすべきもの (報告書 38 ページ)</p> <p>(2) 補助金等交付規則を遵守すべきもの (報告書 38 ページ)</p> <p>(3) 民生・児童委員協議会補助金を統合すべきもの (報告書 38 ページ)</p>	<p>市は民生委員法に基づく経費負担を補助金として長野市民生児童委員協議会へ交付している。</p> <p>同協議会は独自の事務局を有しないため、事務処理を(社福)長野市社会福祉協議会へ委託し、社協では事務受託事業として、他の団体等との受託業務(有料)同様に正式な業務として上げているものである。</p> <p>文書の取り交わしを社協、民児協の双方に伝える。</p> <p>実績報告については長野市民生児童委員協議会の総会後に事業報告、決算報告を受けているが、額の確定をするための精算などの処理は実施していない。</p> <p>繰越金は新年度の補助金が交付されるまでの繋ぎとしているが、多額な繰越金は不要と考えられるので毎年度末に繰越金について返戻等の協議をし、額の確定を行う。(平成16年度分から)</p> <p>補助金を中核市移行に伴う影響額調査分と市単独分とに分けて起案し決裁を受けていたが、統合し、交付月と金額を明確にした分割交付することにより対応する。</p> <p>民生委員活動費や研修費、協議会運営費等は、中核市は市が負担すると民生委員法で定められている。市の施策を反映した活動が推進されるよう、厚生労働省が通知する基準金額等を基にし、積み上げにより負担金額を算出しているが、一層の費用対効果が得られるよう内容を精査する。</p> <p>(厚生課)</p>
<p>10 地域福祉サービス事業補助金</p> <p>(1) 補助目的及び補助対象経費等を明確にすべきもの (報告書 40 ページ)</p> <p>社協の地域福祉サービス事業補助金の交付にあたり、補助金交付要綱は制定されておらず、支出負担行為等の決裁文書においても補助目的、補助対象経費、補助金算出根拠等についての必要事項が明確になっていない。</p>	<p>補助目的及び補助対象経費等を明確にすべきものについては、補助金交付要綱が制定されておらず、支出負担行為等の決裁文書においても補助目的、補助対象経費等について必要事項が明確になっていないことが原因であったため、補助目的、補助対象経費、補助金算出根拠等を記載した算出基準を作成し、改善を図る。</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>ただ、平成14年度予算要求資料を見ると「地域福祉サービス事業平成14年度実施計画（案）」において地区コーディネーターの増強、設置等の必要性等が記述されており、予算要求書では人件費、事務費等について賃金、需用費等各再節ごとに説明及び積算内訳を示している。この予算要求額は、即社協の予算要求書であって、市と社協との共同作業のようなものであるが、この要求額が地域福祉サービス補助金（22,855千円）として申請される。</p> <p>このように、実際には補助金対象経費及び同算出方法等は予算要求という形式において明確にはなっていないが、予算作成と予算執行とはおのずと異なることから、補助金に係る予算の執行の適正化を図るためには、補助金交付規則と整合するよう補助金交付要綱を作成するなど補助目的、対象経費及び経費配分等を明確にしておくべきである。</p> <p>(2) 実績報告を提出させ額の確定を行うべきもの （報告書40ページ） 地域福祉サービス事業補助金は、主として人件費補助であり、補助事業完了後において実績報告書等必要書類を提出させていないが、補助金交付規則に従って、実績報告書を提出させ、これを審査し、額の確定を行うべきである。</p> <p>11 友愛活動補助金</p> <p>(1) ひとり暮らし高齢者友愛活動事業の拡充について検討すべきもの （報告書41ページ） この事業の推移をみると、表13（省略）のとおり高齢化社会が進行し対象高齢者が増加しているのに対してボランティア団体数・会員数の増加がそれに伴っていないこともあり、市から受益を受けている高齢者の割合が年々減少傾向にあるのは公平性の観点</p>	<p>なお、交付要綱作成については、要綱は元来、不特定多数の申請に対し、交付の公平性を保つためのものである。しかしながら、本補助金は長野市社会福祉協議会のみを交付の対象としているものであり、算出基準を作成することで補助目的、補助対象経費、補助金算出根拠を明確にできるため、制定の必要はないと判断している。</p> <p>実績報告書を提出させ額の確定を行うべきものについては、補助事業完了後において実績報告書等必要書類を提出させていないことが原因であったため、平成16年度事業から実績報告書等の提出させ、額の確定を行い改善を図る。 （高齢者福祉課）</p> <p>ひとり暮らし高齢者友愛活動事業については、地域福祉の推進を目的とした事業であり、市内全地区にふれあい会食か自宅訪問のいずれかを実施するボランティア組織がある。一方、健康寿命の延伸や個人主義が進む中、ふれあい会食への参加を必要としない例などもあり、受益を受けている高齢者の割合が伸びていないと考えられる。 また、ひとり暮らし高齢者の名簿をボランティア団体に提供し、参加を呼びかけることは個人情</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>からみて適切でない。</p> <p>受益を受けることができない地区に住んでいる高齢者では一生この制度の対策外となるものも出ているので、制度を抜本的に変更するか、更に、現状を是認するならば、ボランティアの育成や老人会等の協力を得るなど広くボランティアを募り市内の高齢者全員が受益できるよう改善されたい。</p> <p>15 老人クラブ活動補助金</p> <p>(1) 単位老人クラブの補助金支出について検討すべきもの（報告書47ページ）</p> <p>老人クラブ補助金 単位老人クラブ(社会活動割)(整理番号386の)</p> <p>社会活動割の算出方法についてみたところ、補助金交付要綱によれば 清掃美化活動 世代間交流活動 訪問活動 長野市老人クラブ連合会の実施する社会活動へ参加したクラブについて補助するとされているが、補助金算定に当たっては、及びについては、実績に応じて算出する方法をとっているものの、については会員数に応じた額とされている。</p> <p>このため の補助金交付に当たっては、クラブ規模を6分類して規模ごとに一定額を交付する方法をとっており、結果として全クラブに対し、2,388,000円を支出している。</p> <p>しかしながら、事業実施報告書については、各クラブから提出されておらず連合会の年次計画を調査しても老人の日・老人週間の位置付け欄に奉仕・友愛の表現があるのみでその実績についても明確にされていない。</p> <p>このように、実施しているものか判明できない事業に対して市は、補助金を交付することは適切ではない。</p> <p>実施しているのであるならば、事業実績報告書を徴し、定額補助ではなく出席人員等実績に応じた算定根拠をもって補助すべきである。</p>	<p>報の保護上困難である。</p> <p>都市内分権の研究を進める中で、友愛活動に限らず、住民自治協議会が実施する地域福祉事業を支援する方法を検討していきたい。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者福祉課）</p> <p>単位老人クラブへの補助金で、社会活動割のうち、 の長野市老人クラブ連合会の実施する社会活動については、長野市老人クラブ連合会の主催する事業等に参加することは、要綱に定める社会活動のうちの「社会参加促進活動」として位置付けている。</p> <p>また、長野市は市老人クラブ連合会に対して補助金を交付する等、活動について支援していることから、現在深刻な問題である市老連加入離れを食い止めようと、 によって市老人クラブ連合会未加入の単位老人クラブへの補助額との差を設けている。実際に長野市老人クラブ連合会は他市町村連合会より、活動事業も非常に多く、また長野市独自の活動も多いため、年間の実績報告書を見ても、未加入クラブと比較すると単位老人クラブの活動の他に市老連事業への参加が非常に多い。</p> <p>しかし、市老連加入単位老人クラブには事業の多さが負担となり、それが老連離れの一因にもなっている。</p> <p>こうした中で、社会活動割額では社会活動について細分化し、 の活動実績を詳細な実績報告書として提出を求めており、提出書類の作成・提出も老人クラブの大きな負担となっていること、及び市老連離れを考慮して については、活動実績を求めず、会員数に応じた額としている。</p> <p>しかし、定額補助ではなく、市老連事業への参加人員等の実績に応じた算定根拠としていくよう、要綱の改正を含め検討していきたい。</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(2) 連合会の決算内容を是正させるべきもの （報告書 47 ページ） 老人クラブ補助金 連合会運営補助金(国庫補助分)(整理番号 384) 市は、上記のとおり補助金を交付しているが、老人クラブ補助金（以下、「連合会」という。）の14年度決算書をみると歳入として市からの補助金は、7,618,177円（老人クラブ連合会運営補助金 6,769,300円（うち、国庫補助分 2,176,260円、市負担分 4,593,040円）加入促進・広報活動補助金 848,877円）のみの計上となっており、健康づくり事業補助金 300万円が計上洩れとなっているのは適正でない。</p> <p>連合会は、健康づくり事業について「2002長野市高齢者健康づくり推進フェスティバル」と位置付けし連合会特別会計として経理したとのことであるが、会計報告書の形式をとっているものの、監事による監査も行われていないもので、これをもって正式な決算書とは認められない。</p> <p>市は、決算書の是正を求め、今後このようなことにならないように指導されたい。</p> <p>(3) 補助金を返還させるべきもの （報告書 48 ページ） 老人クラブ補助金 健康づくり事業補助金（整理番号 385） 市は、連合会に対して、健康づくり事業補助金 300万円を補助しているが、この事業に要した経費についてみると個人の寄付もあり、連合会は、会独自財源を投入することなく 3,158,228円の支出にとどまり、結果的に収支差額が 41,780円生じている。</p> <p>この収支差額の取り扱いについてみたところ、連合会は老連一般会計に繰り入れているが、この補助金は事業費補助であり、事前に収支差額が生じた場合には老連一般会計に繰り入れてよいとの条件も市から示されていないことから、連合会の会計処理は適切ではなく、市はこのような会計処理を黙認し</p>	<p>健康づくり事業補助金の会計については、厚生労働省からの指導で一般会計とは切り離し、別会計としている。</p> <p>平成 15 年度に実施した健康づくり事業（「2003長野市高齢者健康づくりフェスティバル」を含む）の会計については、監事による監査を実施するとともに、理事会の席上で事業報告、決算を行うよう、長野市老人クラブ連合会へ是正を求め、平成 16 年 4 月 28 日の長野市老人クラブ連合会理事会において、監事による監査を実施し、一般会計及び健康づくり事業の会計について事業報告及び決算を行い承認を得たことにより改善を図った。</p> <p>平成 14 年度の健康づくり事業補助金の会計処理で生じた収支差額について、平成 16 年 3 月 31 日付けで長野市老人クラブ連合会に補助金の返還を求め、平成 16 年 4 月に返還され、今後の会計処理についても適正に行うよう指導し、改善を図った。 （高齢者福祉課）</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>ていることは適正でない。</p> <p>市は、小額といえ補助金を精算・確定し、返還させるべきである。今後かかることのないよう会計処理を厳正に指導すべきである。</p> <p>17 心身障害者共同作業所運営費補助金</p> <p>(1) 心身障害者共同作業所への通所実績等を徴すべきもの（報告書50ページ） 補助額の決定にあたり「心身障害者共同作業所運営補助金交付実施要領」により決算書及び事業報告書からなる事業実績報告書（様式第5号）を徴している。</p> <p>その内容は、補助金精算書と事業実施明細書（内容は精算書の内訳）で、事業効果を判定すべき通所実績及び作業内容等を記した事業報告書を徴していないのは適切でない。</p> <p>施設運営に掛かる経費について確認することは勿論のことであるが、事業目的を達しているかどうかを判定するには、事業計画に沿って心身障害者が定員に対して何人通所しているか、どのような作業となっているか、生活訓練がどのように実施されているかなど施設運営上、重要な要件となる実績を徴し補助効果を確認すべきである。</p> <p>18 身体障害者福祉工場設置運営費補助金</p> <p>(1) 補助金交付について概算払制度を適用すべきもの（報告書51ページ） 市は、国の補助金交付決定が非常に遅く、身体障害者福祉工場運営事業補助金の支払いを実績に基づいて年度末に一括して行うこととしていることから、長野若槻園（福祉工場）の運営を円滑に進めるため、数回にわたり補助金を交付している。</p> <p>しかしながら、補助金の交付申請及び交付決定の状況を見ると、いずれも補助事業の変更承認申請によっているが、補助事業の内容</p>	<p>心身障害者共同作業所への通所実績等を徴すべきものについては、「心身障害者共同作業所運営補助金交付実施要領」により、要領による書類が具備されているか、内容があるかだけで決定をしていたことが原因であるため、平成15年度の実績報告書の提出にあたっては、その事業効果を確認するため、通所実績、作業内容、生活訓練内容など施設の運営上、重要となる実績を徴し、確認を行うことで、改善を図った。</p> <p>また、書類のみでの事業内容を確認することの無きよう、平成16年度からは、作業所に出向き、実際の内容も確認するよう努める。</p> <p style="text-align: right;">（障害福祉課）</p> <p>補助金交付について概算払制度を適用すべきものについては、指摘事項にもあるとおり、通期において国の補助金額及び交付決定時期が非常に遅く年度末になっており、同福祉工場の運営に支障をきたすとの判断から、数回にわたり実績により、変更による補助金の交付をしていたもので、交付規則による変更にあたるものとして処理してきたものである。しかしながら、規則による変更事項として処理すべきものでないものであったため、平成16年度からは運営費に係る予算書、国の補助金の実績等を考慮して、交付決定を当初にし、補</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>は当初の申請から変わっておらず、基準改定も行われているわけでもないため、単に運営のための繋ぎ資金であることから変更理由に乏しく適切でない。</p> <p>補助金の交付については補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる(補助金等交付規則第12条ただし書き)ことから、概算払の制度を適用し、最終的には精算によって事務の簡素化に努めるべきである。</p> <p>2 3 民間施設経営調整費補助金</p> <p>(1) 事業効果が反映された詳細な実績報告書を徴収すべきである。(報告書 55 ページ)</p> <p>2 5 部落解放運動団体補助金</p> <p>(1) 補助金交付要綱等によって補助目的、補助対象経費等を明確にすべき。 (報告書 58 ページ)</p> <p>(2) 補助金額算定にあたって繰越金の状況を考慮すべき。 (報告書 59 ページ)</p> <p>(3) 補助金等交付規則に従い実績報告書の徴取及び額の確定を行うべき。 (報告書 59 ページ)</p>	<p>助金の概算払による対応をすることで改善を図った。 (障害福祉課)</p> <p>民間施設経営調整費補助金については、平成16年度からの補助金交付にあたって、補助金交付予定の各該当保育所から実績報告書を提出させ、補助金の使途について補助目的にあった運用が適正に執行されているか確認して、支出するよう改善を図った。 (保育課)</p> <p>他市の状況等を調査し、今年度中に交付基準を定めたい。</p> <p>平成13年12月26日付「人権を尊び明るい長野市を築く審議会」の答申を尊重し、平成14年度から平成18年度までの5年間で漸減を図っている。</p> <p>実績報告書の徴取及び額の確定については、平成15年度分より実施した。</p> <p>(参考:人権を尊び明るい長野市を築く審議会答申)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体の人員数並びに活動内容等を考慮して適正な基準を定める。 2 定期的に監査及び指導を行い、透明性を確保することに留意が必要である。 3 市における他の補助金交付団体との均衡を考慮し、5年以内の経過措置期間で漸減されたい。 (人権同和対策課)

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>29 精神障害者グループホーム運営事業補助金</p> <p>(1) 補助金交付申請書に雇用契約等を添付させるべきもの（報告書62ページ） 補助金交付申請書及び同実績報告書のいずれにおいても、世話人に係る雇用契約書等を提出させていない。補助金交付申請書に雇用契約書等を添付させて雇用関係を把握しておくべきである。</p> <p>(2) 実績報告書に決算書を添付させるべきもの（報告書62ページ） 補助金実績報告書に補助対象経費のみしか表示させていないため、施設全体の運営経費の収支が把握されていない。補助事業を効果的に実施するため、施設運営経費の全体像を把握し、検証する必要があることから実績報告書に施設全体の決算書を添付させるべきである。</p> <p>30 水道事業補助金</p> <p>(1) 負担金と補助金とを区別すべきもの（報告書63ページ） 水道事業補助金は、内容的には負担的性質を有するものと補助金的な内容を有するものとに区分されるが、平成14年度補助金交付決定に当たっては一括して補助金30,923千円が決定され、交付されている。 独立採算制をとる公営企業会計においては、一般会計等から公営企業会計に対する補助は原則的には考えられないが、例外的に一般会計等が公営企業会計に対して営業面又は建設面に対して補助という特殊性に鑑み、他会計からの補助金として11条予算（地方公営企業法施行規則第12条、別表第5様式）を設け、その趣旨を明らかにすることとされている。これには3条予算（収益的収支）及び4条予算（資本的収支）に含まれる総額を計</p>	<p>精神障害者グループホーム運営事業補助金交付申請書に世話人に係る雇用契約書等の添付がされていないことについては、平成16年度から補助金交付申請書に世話人に係る雇用契約書又は人事通知書等を添付させ、施設の運営主体との雇用関係を把握することで改善を図った。</p> <p>精神障害者グループホーム運営事業補助金実績報告書に施設全体の決算書の添付がされていないことについては、平成16年度から補助金実績報告時に補助対象外経費を含めた施設全体の運営経費を表示させるとともに、施設全体の決算書を添付させることにより、運営経費の全体像を把握・検証し、適正な補助事業の実施を図る。 (健康課)</p> <p>従前、地方公営企業法第17条の2、同条の3の規定に従い、補助金としてきた水源開発経費（起債利子分）、京田地区配水管敷設（起債利子分）、地方公共企業職員にかかる児童手当に要する経費の内、児童手当経費について、負担金に変更することにより改善を図る。 なお、本改善は平成16年度から実施する。 (生活衛生課)</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>上するものである。また、負担金区分に基づく負担金については3条予算で「営業収益」「その他営業収益」「他会計負担金」と、4条予算では「資本的収入」「負担金」「他会計負担金」と勘定科目で整理することとされている。</p> <p>したがって、公営企業会計においては負担金と補助金は明確に区分されていることから、一般会計における補助金は、「負担金補助及び交付金」と同じ予算科目であるが、補助金交付決定に当たっては負担金と補助金を明確に区分して交付すべきであるとともにその区別を事項別明細書において明らかにしておく必要がある。</p> <p>3 3 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金</p> <p>(1) 市が負担すべき費用の積算を適時行うべきもの (報告書 66 ページ)</p> <p>長野市生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金交付要綱が制定された昭和 59 年に汚泥収集・運搬車 1 台当たりの費用及び必要台数の積算を行い、これに基づき補助金の支給基準を定めているが、消費税改定に伴うものを除く平成 7 年度改定以降は総額の上昇率に応じて支給基準を変更しているのみであり、定期的な積算の見直しを行っていないのは適切でない。積算根拠の見直しを定期的に行うべきである。</p> <p>4 0 農林漁業資金借入補給金</p> <p>(1) 工事竣工時に貸付対象事業費の内容を検査すべきもの (報告書 74 ページ)</p> <p>本来対象とすべきでないものが含まれており、借入補給対象事業については竣工時に事業費の内容を検査すべきである。</p>	<p>生活雑排水清掃事業を行う業者は、し尿収集業者と同じであり、作業内容が似ていることから、市が負担すべき費用については、し尿手数料に合わせて定期的に見直しを行っている。</p> <p>平成 7 年度以降平成 11 年度の見直しに際しては、前回の改定と汚泥収集量がほぼ同じであったため、汚泥収集・運搬車の必要台数については、省略したものである。</p> <p>今後の見直しについては、指摘事項のとおり汚泥収集・運搬車 1 台当たりの費用及び必要台数の積算を精査し、適切な積算を行うよう図っていく。</p> <p>(環境第二課)</p> <p>借入補給対象事業(工事雑費)については、平成 15 年度分の事業から、対象になるものを厳格かつ明確にし、事業実施中及び竣工時に内容を精査し改善を図った。</p> <p>(農業土木課)</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>4 1 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金</p> <p>(2) 市長名で補助金の交付決定・通知すべきもの (報告書 76 ページ) 土地改良区の代表(理事長)と市長との兼務が認められる以上、市長と同一人であっても、代表としての個人であって、長の職務を助役が代理しているのではないので市長名で決定、通知すべきである。</p> <p>(3) 補助目的を明確にすべきもの (報告書 76 ページ) 補助金交付要綱あるいは要領等の策定もなく、補助金交付に係る決済書類をみても補助目的が明確になっていないのは適正でない。</p> <p>(4) 補助金交付規則を遵守すべきもの (報告書 77 ページ) 補助金交付規則の規定を遵守し、実績報告書に従って額の確定をすべきである。</p> <p>4 4 イベント事業補助金</p> <p>(1) 補助金交付が適切でないもの (報告書 79 ページ) 補助率の根拠としていたものが廃止されたにもかかわらず継続しており適切でないため要綱の内容を毎年度調査すべきである。</p> <p>(2) イベント補助金について終期を設けるべきもの (報告書 80 ページ) 22 イベントに終期を設定すべきである。</p>	<p>平成 16 年度から、補助金の交付決定、通知を行うよう改め、改善を図った。</p> <p>「長野市国営造成施設維持管理事業の補助金交付に関する取扱い要領」を策定し、補助目的を明確にすると共に補助対象経費も明確に規定し、平成 16 年 4 月 1 日から適用し、改善を図った。</p> <p>補助金交付規則の規定を遵守するため、「長野市国営造成施設維持管理事業の補助金交付に関する取扱い要領」を策定し、平成 16 年 4 月 1 日から適用、改善を図った。 (農業土木課)</p> <p>平成 16 年度より「長野市商業振興事業補助金交付要綱」を制定し、「大規模集客イベント事業(補助率:100 分の 30、限度額:300 万円)を適用する。(但し、イベント内容により補助金額は設定する。)</p> <p>平成 16 年度より「長野市商業振興事業補助金交付要綱」を整備し、継続して 5 回を超える同一内容を実施するものについては、交付を受けることができないと定めており、すべての商店街イベント事業について、終期設定がされている。 (商工課)</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>4 5 商工団体育成補助金</p> <p>(1) 補助金の廃止を検討すべきもの 長野市連合商工会運営費補助金 (報告書 87 ページ) この補助金は市内 5 の商工会の連絡協議のために補助されているとするが、平成 19 年予定の商工団体統合に向けて段階的な調整が行われているところであり、統合の進捗状況により、長野市商工団体連絡協議会運営費補助金で行えば足りる状況になれば、廃止を検討すべきである。</p> <p>(3) 補助金の公平性を欠くもの 長野市商店会連合会運営費補助金 (報告書 90 ページ) 補助金の対象となる商店会が昭和 41 年長野市大合併以前の長野市(旧長野市)の商店会に限られているが、市には他に商店会も存在しているにもかかわらず、他の商店会を対象としないのは補助金の公平性を欠き適切でない。市内の商店会全てを対象とすべきである。</p> <p>(4) 補助金の算定根拠を明確にすべきもの 商工会議所・商工会運営費補助金 (報告書 90 ページ) 市内の 3 商工会議所と 5 商工会の運営費の補助金額とそれぞれの一般会計次期繰越収支差額を比較してみると次期繰越収支差額が補助金額を大きく上回っている団体もあるが、商工団体に対する県の補助金は大幅に削減されることが決定されており、上記の比較からただちに市の補助金を削減すべきといえない状況にある。しかしながら、補助金の分配方法について昭和 59 年度の基準をそのまま採用しているのは、現在の状況に則し</p>	<p>長野市連合商工会運営費補助金については、合併先 1 町 3 村の商工会が新たに加入することや、商工会の統合を平成 18 年 4 月に控えているため、今年度は現状継続し、平成 17 年度をもって廃止とする。</p> <p>長野市商店会連合会運営費補助金については、市内の商店会連合会を交付対象としており、現在、旧長野市地区以外においては篠ノ井と松代に連合会が存在しているが、両連合会から補助金交付要望が出てきていないため、交付していない状況である。また、長野市商店会連合会の事業については、商店会への情報提供や外部への商店会活動の発信等により、商店会活動を活発化や、中心市街地のにぎわいを創出することで、地域の活性化につながると考えられるが、個別に市が補助金を交付している商店会が行うイベント事業等に対して、連合会からも補助・負担金の交付がある事業が存在するため、補助内容の見直しを行っている。</p> <p>商工会議所・商工会運営費補助金については、商工団体の統合を平成 18 年 4 月(予定)に控えているため、今年度は従来の補助額を交付することとし、来年度から新基準により交付すべく現在要綱を策定中である。</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>ているとはいいい難く適切でない。</p> <p>現在、市内及び合併協議中の町村の商工団体の統合が検討されており、この統合を視野に入れて新たな補助金の算定根拠を策定すべきである。</p> <p>長野市中央通り活性化連絡協議会補助金（報告書91ページ）</p> <p>市は長野市中央通り活性化連絡協議会へ運営費の補助をしているが、同連絡協議会は市が別に補助金等を交付している、ながの大道芸フェスティバル実行委員会他3件に対して負担金の交付を行っており、補助金の使われ方が明瞭でないのは適切でない。</p> <p>補助金の目的及び算定根拠を明確にすべきである。</p> <p>指導育成強化事業補助金（報告書91ページ）</p> <p>商工会議所、商工会等で国又は県の補助対象とならない経営指導員を対象としているが、経営指導員とは直接関係の無い職員も対象となっている。</p> <p>経営指導員は商工団体の会員の経営改善普及事業を担当するのであり、補助金の効果は市内の商工業者を活性化することにある。このため、市が補助の対象とする経営指導員の定義をするとともに、商工業者の数や会員数などを考慮した補助金の算定根拠を明確にすべきである。</p> <p>なお、現在市内及び合併協議中の町村の商工団体の統合が検討されており、これも視野に入れて検討すべきことを付記する。</p> <p>4.7 工業等立地対策補助金</p> <p>(1) 着手前の事業認定が要件であるが、着手後事業認定されたものがあつた。 (報告書95ページ)</p>	<p>判断基準が不明確であるため、平成16年度に内規の整備を行い、平成17年度より実施する。</p> <p>指導育成強化事業については、平成16年度をもって廃止する。 (商工課)</p> <p>着手後の事業認定については、補助金対象者に対して事業着手前の事業認定が助成要件であることの認識不足が原因であったため、パンフレットの頒布等を通して制度の内容を周知することで改善を図つた。</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(2) 次年度以降確定分の分割交付額は債務負担行為とすべきである。 (報告書 95 ページ)</p> <p>(3) 効果測定の観点から雇用状況等を報告させるべきである。 (報告書 96 ページ)</p>	<p>額が確定できる工場用地等取得事業については改善が可能。(平成17年度から実施予定)</p> <p>認定時に決算書、雇用台帳等を提出させ、助成期間中についても同様の書類を毎年度提出するよう指導する。(平成17年度から実施予定) (商工課)</p>
<p>4 8 長野市空き店舗等活用事業補助金</p>	
<p>(1) 審査の現地調査調書が作成されていないので作成すべきである。 (報告書 99 ページ)</p>	<p>補助事業(店舗改修)の終了時に竣工検査を実施し、調書を作成する。また、面接の際に、リサイクル品の活用も含め初期投資の軽減についての指導を徹底する。</p>
<p>(2) 補助金交付後の定期的なフォローアップを行っていくべきである。 (報告書 99 ページ)</p>	<p>補助対象者には、毎年度末にアンケート調査を実施する。また、ネットワークづくりのためのシンポジウム等を定期的に開催する。 (商工課)</p>
<p>4 9 中心市街地活性化事業補助金</p>	
<p>(1) パティオDAIMONN整備事業はTMO認定を受ければ国庫補助を受けられた。今後TMO計画の早急な推進に努めるべきである。 (報告書 101 ページ)</p>	<p>経済産業大臣の事業認定(TMO計画)及び国庫補助は、原則1回となっており、事業規模が一番大きい平成16年度に実施するため、第1期工事は、市補助により事業を実施した。</p>
<p>(2) 事業実績報告書の審査及び交付決定に際して、実績報告書に添付される助成事業決算書について適正な科目を表示させ、その現実の状況を確認すべきである。 (報告書 102 ページ)</p>	<p>長野市商工業振興条例施行規則に基づき、事務処理を行っている。 (商工課)</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>5 7 優良建築物等整備事業補助金</p> <p>(1) 補助事業完了後の利用状況報告をさせるべきもの（報告書 115 ページ） 補助事業完了年度においては実績報告書によって建築物そのものの完成状況等を把握することはできるが、その後の利用状況については追跡して把握される制度となっていない。</p> <p>しかし、この補助事業は「任意再開発事業」で、街づくりそのものであって、建築物には店舗、事務所、共同住宅などの用途をもって建築整備されていることから、この建築物については長期的に用途による利用状況を検証する必要があるが、この追跡調査を実施していないのは妥当ではない。</p> <p>補助金交付に当たっては、長期的に補助効果を把握する必要があることから補助事業者には5年～10年間程度の報告義務を条件に付すべきである。</p>	<p>優良建築物等整備事業補助金については、「長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱」により補助金を交付しているが、事業中の状況報告については要綱で規定していたが、完了後の報告についての定めはなかった。</p> <p>そのため、要綱の改正（平成16年4月1日）に合わせ、事業完了後の状況報告についての規定を明記した。また、その取扱いについては、「市街地再開発事業等補助金交付事務マニュアル」に規定することで改善を図った。</p> <p>* 長野市市街地再開発事業等補助金交付要綱 第10の3 施行者は、採択された事業の事業完了日以降、補助事業により整備された施設等の状況について市長が命じた場合は、速やかにその状況を報告しなければならない。</p> <p>* 要綱第10に規定する補助事業の遂行状況の報告に係る事務処理マニュアル 第3 市街地再開発事業等補助金を受けて施設の整備を行った施行者は、補助事業の完了の翌年から5年の間、毎年3月末日現在の補助施設の状況を報告しなければならない。 （まちづくり推進課）</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>50万円以下の少額補助金</p> <p>(1) 補助金交付先の繰越金額と補助金額との比較の観点から (報告書 127 ページ)</p> <p>次期繰越金額が市補助金額を超えている団体については補助金を廃止するよう検討すべきである。</p> <p>(2) 補助金交付先の収入に占める補助金額の割合の観点から (報告書 129 ページ)</p> <p>長野市女性団体連絡会の収入に占める補助金の割合は、平成13年度財務状況によると、団体の収入は587,543円、団体の市補助金は、500,000円と補助金の占める割合は、85.1%と極めて高い。</p>	<p>整理番号 249：一級河川蛭川改修工事促進期成同盟会については、16年度に同盟会が解散したため16年度から補助金の支出を中止しました。</p> <p>整理番号 251：更北地区千曲川犀川堤防改修促進期成同盟会については、平成16年度から補助金を2万円減額しました。</p> <p>整理番号 253：聖川改修促進期成同盟会については、16年度から補助金の交付を休止しました。</p> <p>整理番号 258：浅川ダム建設対策委員会（現 浅川地区浅川治水対策委員会）については、平成16年度から補助金を10万円減額しました。</p> <p>整理番号 259：茶臼山地すべり対策委員会については、16年度から補助金の交付を休止しました。</p> <p>整理番号 260：八竜沢地すべり対策委員会については、16年度から補助金の交付を休止しました。</p> <p>整理番号 261：矢沢地すべり対策委員会については、17年度から補助金の交付を休止します。</p> <p>整理番号 262：篠ノ井下石川すべり対策委員会については、17年度から補助金の交付を休止します。 (河川課)</p> <p>長野市女性団体連絡会の収入に占める補助金額の割合の観点からについては、収入に占める補助金の割合は、平成14年度85.0%、平成15年度75.9%、平成16年度78.7%と、高い状況にある。</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(3) 補助金額が4年間同額の観点から (報告書131ページ)</p> <p>長野市女性団体連絡会への補助金は、毎年度同額(500,000円)の補助金を継続するのは、適正でない。補助金は、事業活動を十分に把握し、補助目的の効果等を測定することによって、補助金の廃止等を行うべきである。</p> <p>毎年度同額の補助金を漫然と継続しているのは、適正でない。 補助金は反対給付を伴わないもので、少額補助とはいえ、「補助金をもらえば特」という考え方もあることから、事業活動を十分に把握し、補助目的の効果等を測定することによって補助金の廃止等を行うべきである。</p> <p>補助金額が4年間同額の観点から、団体の事業活動を十分に把握し、補助効果の目的効果等を測定することによって補助金の廃止等を行うべきである。</p>	<p>補助金額が4年連続同額の観点からについては、平成16年度事務事業評価シート(補助金)の評価において、長野市女性団体連絡会への補助金の使途は、しなのきフォーラムが主たる事業であるが、現在交付されている毎年度同額(500,000円)の補助金は、団体運営に対する性格の補助金である。 よって、平成17年度予算からは、補助金交付要綱を策定し、従来の団体運営に対する補助金から、しなのきフォーラム等の事業活動に対し補助金を交付するよう改善を図りたい。 (男女共同参画課)</p> <p>整理番号263 河川愛護会補助金 当該団体に対する補助金は、平成16年度から報償金に変更した。 変更理由 水路管理者である市が行うべき河川の清掃、草刈り等の環境保全活動を住民の自主的な活動によっており、補助金として交付することが適当でない判断するため、これを報奨金対象とする。 (維持課)</p> <p>整理番号266 長野市土地区画整理事業推進協議会補助金 当該団体の事業活動を調査し、事業、予算の見直しを促したところ、事業及び予算の削減がされたので、今年度補助金額を前年より10万円減額可能と判断し40万円とした。 (区画整理課)</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(1) 補助金交付先の繰越金額と補助金額との比較の観点から (報告書 127 ページ) 次期繰越金が市補助金を超えている団体について、市からの補助金の必要性がなくなっており自力で団体を運営することが可能なものについては、積極的に補助金を廃止するよう検討すべき。</p> <p>(2) 補助金交付先の収入に占める補助金額の割合の観点から (報告書 129 ページ) 少額と這いえ補助金が既得権化し、画一的、総花的とならないよう行政の観点から、事業の実態と補助効果と比較考慮し絶えず見直しを行うべき。</p> <p>(3) 補助金額が4年間同額の観点から (報告書 131 ページ) 毎年同額の補助金をただ漫然と継続しているのは適正でない。事業活動を十分に把握し、補助目的の効果等を測定し補助金の廃止等を行うべき。</p> <p>(4) 補助効果を把握すべきもの (報告書134ページ) 職員の資格試験等受験(整理番号6)に係る公費負担(31名分366,190円)をしているものの、成果として資格(一級建築士4名、一級土木施行管理士8名、一級建築施行管理士1名、一級造園施行管理士2名、第二種電気主任技術者1名、介護支援専門員2名、精神保健福祉士13名)を取得したかどうかについて「人事記録表による新規取得資格の申し出」又は「口頭」により資格を取得したか否かを把握していたとしているが、これらの方法では十分な把握は困難と思われる。 本人からの「合格通知書」又は「免許証」の写しなどを提出させるなど把握に万全を期すべきである。</p>	<p>道路建設促進の期成同盟会に対する補助金については、産業・観光等さまざまな分野で都市間の交流の促進を図るとともに、魅力ある地域づくりの実現のため、地域一体となって事業促進に取り組んでいる。しかし、補助金交付先の繰越金額が市補助金を超えているもの、補助団体収入の中で収入に占める割合が極めて多いもの及び補助団体の支出に対する繰越金の割合が極めて多いもの等については、補助金額の見直しを順次検討し、各総会によって承認されたところについては、減額見直しを行うことで改善を図った。 (道路課)</p> <p>職員の資格試験等受験結果の把握については、これまで「人事記録表」又は「口頭」により資格取得の有無を確認していたが、「職員の資格試験等受験に係る公費負担取扱要領」を一部改正し、第7に「第6により受験手数料等の交付を受けた者は、資格試験受験結果報告書(様式第2号)により当該受験結果を速やかに所属長を通じ職員課長へ提出しなければならない。」(平成16年9月1日)とし、試験結果の把握を確実にを行うよう改善を図った。 (職員課)</p>

措置の通知書

平成15年度 包括外部監査（補助金について）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(5) 単年度補助金の精算を行うべきもの （報告書 134 ページ） 実行委員会は、この大会で余剰金 158,160 円を計上しているものの、市は単年度補助金に対する清算行為をすべきところ、これを行っていない。 この補助金は新入社員激励大会実行委員会が行う新入社員激励大会に対しての事業費補助であり、補助事業が終了した時点で清算をおこなうべきである。</p>	<p>当該補助金は、長野市補助金交付規則に基づき、補助金を支出しており、目的外等に使用したものでなく、補助金の返還は必要ない。 また、余剰金（繰越金）額を考慮し、補助金額を算出する。 （商工課）</p>
<p>(6) 補助金の一部について返還させるべきもの （報告書 134 ページ） 長野市は水と緑の市民会議（整理番号 254）に対して 30,000 円を交付している。 しかしながら、この補助金交付先における平成 14 年度決算書でみると、支出額が補助金収入を下回っているにもかかわらず、補助金 4,759 円を返還させていないのは適正でない。</p>	<p>水と緑の市民会議補助金については、平成 14 年度当初は、長野駅東口地域の水辺の再生と住環境の形成について、広報活動や先進地視察等を実施することとし、住民参加の街づくりを行う予定であったが、実際は花壇整備活動のみの実施に止まり事業費に見合った活動ができなかった。今後も会員数の減少など事業の縮小が明白であるため、平成 14 年度をもって補助金の交付を打ち切ることで改善を図った。 （駅周辺整備局）</p>
<p>(8) 補助事業活動の実態に沿って収支を明確にすべきもの （報告書 135 ページ） 献血事業補助金（整理番号 110）は、長野市内 26 行政区ごとに 1 献血協力団体として補助金を交付しており、全体で 400,000 円について・・・それぞれに交付している・・・ しかしながら、この補助金額に対して繰越金が多いことは、第二地区を典型として区長会の収支決算書に一括して計上されるなどのため、必ずしも献血補助金の収支が明確となっていないことよるものと考えられるが、補助金の実績報告としては補助金の収支が明確でないのは適切でない。 献血事業補助金の事業活動の実態に沿った収支を明確にし、繰越金の内容を把握することによって当該補助金の見直しを行うべきである。</p>	<p>補助事業活動の実態に沿って収支を明確にすべきものについては、平成 16 年度の補助金より、各団体の収支決算書から献血推進事業に係る収支について別途報告を求めることを徹底することにより改善を図る。 （生活衛生課）</p>